

令和4年度（第9回）

串本町農業委員会定例会 会議録

令和4年12月2日（金）

第9回 串本町農業委員会 定例会 会議録

日 時 令和4年12月2日(金) 午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2階 A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西 謙讓

議 事

議案第47号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第48号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第49号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第50号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第51号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による
利用権の設定について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第54号 認定電気通信事業者の中継施設等の設置協議書について

出席委員

1番	尾鷲壽夫	2番	小山喜行	3番	坂本渡	5番	柴田明夫
6番	谷本昌平	7番	角是明	8番	中筋雄四郎	9番	中村省一
10番	西謙讓	11番	東地寧司	13番	増本昌弘	14番	山下敏文
16番	地當久男	17番	杉本百生	19番	堤和之	20番	深美剛一
22番	山田定男						

欠席委員

4番 芝崎憲年 15番 宇井良子

出席職員

事務局2名 濱地、勝山

議長	<p>(西会長 挨拶)</p> <p>はい、ちょうど半になりました。まだ2名ほど見えていませんけれど始めたいと思います。他にも見えてない方はいるのかな。堤さんの向こうは誰の席やったかな。</p>
事務局	<p>あそこは一人だけです。杉本さんだけです。来られていないのはお二人ですね。</p>
小山委員	<p>今月は日にちが早いからね。</p>
議長	<p>はい、そしたらですね、始めたいと思います。</p> <p>皆さん、こんにちは。本日もお忙しいところ、またお寒い中、定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今年も残すところ一か月を切りました。これから年末にかけて世間はざわついてくるといいますし、また我々の日常生活におきましてこの一年の整理とか、新年を迎えるにあたっての用意とか準備、まあそういったことで慌ただしさが増して来るかと思っています。そういった中で体調など崩さないように、寒さのほうもぐっと冷えて来ようかと思っていますので、風邪など召さないようにしてですね、万全な体調で新年を迎えていただきたいとこのように思います。</p> <p>それではですね、今から令和4年度第9回の串本町農業委員会定例会を開催いたします。なお本日、欠席届は誰も出ていません。にもかかわらず2名ほど見えておりません。そして署名委員には、9番 中村委員、11番 東地委員、お二方を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>なお附議案件は8個でございます。その内の1件が協議事項になってございます。</p> <p>それではですね、議案審議の方に入っていきたいと思います。それでは議案第47号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>これはですね、芝崎委員の担当になっておりますけれど、まだ連絡も無いし見えておりませんので、一緒に現地調査を行った同じ地区の増本委員に現地調査報告をすいませんけれどもよろしく願いいたします。</p>

増本委員	はい、13番 増本です。
議長	はい、13番 増本委員。
増本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
小山委員	はい。ちょっと聞きたいことが。2番、小山です。
議長	はい、2番 小山委員。
小山委員	農地の上に物件を建ててあったら、これは役場のほうでは課税対象にはなっていないのですか。
事務局	ここはもう宅地課税になっています。
小山委員	そうやろうね。
議長	それはもう、なかなか税務課は抜け目がないですね、そういう所は。
小山委員	抜け目がないね。
議長	はい、他にございませんか。 (なしの声)
議長	無ければお諮りいたします。議案第47号、原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議長	異議無しの声多数でございます。よって議案第47号は原案通り承認可

	<p>決されました。</p> <p>続きまして、議案第48号 農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくをお願いいたします。</p>
杉本委員	はい、17番 杉本です。
議長	はい、17番 杉本委員。
杉本委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p>
	(なしの声)
議長	<p>無いようですのでお諮りいたします。議案第48号、原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第48号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第49号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくをお願いいたします。</p>

坂本委員	はい、3番 坂本です。
議長	はい、3番 坂本委員。
坂本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。
谷本委員	はい、6番 谷本です。
議長	はい、6番 谷本委員。
谷本委員	この書類の中で存続期間が3年になっていますけれど、梅を植えるということでその期間というのはどういう風に理解したら良いのかなとちょっと思うんですけど。
事務局	存続期間につきまして、一般的には3年、5年、10年とかいう刻みで決めていることが多いと思います。今回は、農業公社さんと転貸を受ける〇〇さんの話し合いの中で3年という風に決定したのかなと思いますが、詳細についてはちょっと確認できておりません。
谷本委員	それはまあ良いんですけど、梅を植えるのに3年というのはどうなのかなという感覚があったので質問させていただきました。
中村委員	9番、中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	今の関連ですけれど、野菜とかそういうものであれば3年でも良いと思うんですが、梅ということであればもう何十年とかそういう話になってくる訳です。収穫しようということであればね。
事務局	苗木から始まってということですね。

中村委員	<p>そうです。そういう木を育てるのであればもっと長い期間で契約するべきではないのかなと思います。3年だったら桃栗3年とか言いますけれど、梅は収穫まで結構な時間がかかると思いますんでね。3年経ったらまた契約しないといけないという話ですよ。</p>
議長	<p>そうするとまた書き換え、更新しないといけませんね。</p>
中村委員	<p>なので3年じゃなくて、やはりある程度の年数で契約しておくほうが良いんじゃないかなと思いますね。別に3年でもいけない訳じゃないけれど、3年経ってやっぱりもう辞めますとか言われたらもうその木はアウトになってしまうからね。そういうことは無いとは思いますが3年経った後に所有者から返してくれと言われた時にね、どうするのかという話です。やはりもう少し慎重にしておくほうが、せつかく農業をするという話が3年経ったらもうあかんよと、契約が無くなるかも知れないというね、それを保証できるものが無いのでね。だから木の時はもっと長く期間を設定しておく方が良くないかなと思います。</p>
議長	<p>はい、そしたら皆さん、今の話に関連しての質問等はございませんか。</p>
東地委員	<p>中村さんの言うような心配もあるんかも知れないけれど、結局は農業公社が間に入って来ているから、その中で話し合いをして3年間ということやから何か約束事があるんじゃないかと思うけど、そういうのは全然出てきてないのかな。</p>
事務局	<p>ちょっと今、電話で確認してみましようか。</p>
議長	<p>はい。そしたらちょっと休憩にします。</p> <p>(一時中断)</p>
議長	<p>それでは休憩を解きます。</p>
事務局	<p>今、電話で確認しましたところ、所有者さんのほうの意向もありまして、まずは一旦3年間の契約を結ばせてもらって、そこからの更新ありきのお話になっているようです。更新については継続でずっと何十年と続いている</p>

	<p>く予定ではあるようですが、最初の段階ということで、まずは3年を区切りに契約をしておいて順調に行くとは思いますが、その木の成長なんかも見ながら期間満了前にまた更新を続けて行くという計画になっているということです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは事務局、この使用貸借で存続期間が3年という、これはどういう関係になるのか。使用貸借であればいつでも持ち主が戻してくれというのは言える立場にあるのか。賃借権とはどういう風に違うのか。使用貸借で3年というのは、賃借権だと物件になるから3年だったら3年ってなるけれど。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用権の設定については、今年度から全て間にこの農業公社が入って来るというやり方に変わっているんですが、契約解除については双方の申し出で解除できるという風にはなっています。農地法の場合とは少し違う部分がありますが、会長が今おっしゃられたようにいつでも解約が出来るのかという質問であれば、双方の合意があれば解約は出来ますという回答になります。</p>
<p>議長</p>	<p>まあ基本は使用貸借であっても3年間の契約ということやな。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の所有者の方、この〇〇さんと借りるほうの〇〇さんの間でまずは3年の契約を結びます。今、お話があったように梅の栽培なのでその先もずっと続けて行くつもりで始める予定ですので、更新ありきの契約という内容になっているということです。</p>
<p>議長</p>	<p>この書類上は載っていないけれどそういう話し合いは出来ているということやね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね、一応3年間という期間を定めておいて、それをずっと継続しながら更新していく予定だということです。</p>
<p>議長</p>	<p>これからは申請があった時にこういう梅とか果樹の場合は、存続期間も注意しておくほうが良いですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。注意するようにします。</p>

議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無ければお諮りいたします。議案第49号、原案どおり承認することについてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議無しの声多数でございます。よって議案第49号は原案通り承認可決することにいたします。</p> <p>続きまして、議案第50号 申本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしく願いいたします。</p>
堤委員	<p>19番 堤です。</p>
議長	<p>はい、19番 堤委員。</p>
堤委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第50号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声)</p>

議長	<p>はい、異議無しの声多数でございます。よって議案第50号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第51号 申本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査報告をよろしくをお願いします。</p>
堤委員	はい、19番 堤です。
議長	はい、19番 堤委員。
堤委員	(現地調査報告)
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第51号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第51号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い説明)

議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願ひします。
杉本委員	はい、17番 杉本です。
議長	はい、17番 杉本委員。
杉本委員	(現地調査報告)
議長	はい、ありがとうございました。 それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませぬか。 (なしの声)
議長	はい、無いようですのでお諮りをいたします。 議案第52号、原案通り承認することにご異議ございませぬか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声多数でございます。よって議案第52号は原案通り承認可決されました。 続きまして、議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い説明)
議長	はい、ありがとうございました。 それでは、現地調査報告をよろしくお願ひいたします。
中村委員	9番 中村です。
議長	はい、9番 中村委員。
中村委員	(現地調査報告)

議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p> <p>議案第53号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>はい、異議なしの声多数でございます。よって議案第53号は原案通り承認可決されました。</p> <p>続きまして、協議事項です。議案第54号認定電気通信事業の中継施設等の設置協議書についてを議題といたします。事務局、提案趣旨説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従い説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、現地調査報告のほうをよろしく願いいたします。</p>
深美委員	<p>はい、20番 深美です。</p>
議長	<p>はい、20番 深美委員。</p>
深美委員	<p>(現地調査報告)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではですね、ただ今の事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告につきまして、質疑のある方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>はい、無いようですのでお諮りをいたします。</p>

	<p>議案第54号、原案通り承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数でございます。よって議案第54号は原案通り承認可決されました。</p> <p>以上をもって本日の審議案件は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、これ以降の議事録は作成しませんので。これからは、もういちいち言いませんが、議案審議の間は無条件に会議記録を作りますけれど、それ以降の議事録は作成いたしません。</p> <p>(農業委員会研修会資料の配布について) (農地パトロールのお礼)</p>
議長	<p>それではですね、これで本日の定例会、今年最後の定例会を終了いたします。この一年間、皆さん本当にご苦勞様でした。そしてまた色々ご協力をいただきましてありがとうございました。少し早いですけれどもどうか皆さん良いお年を迎えて頂きたいとこのように思います。また元気な姿でですね、来年にこの場でお会いしたいとこのように思いますので、健康には十分に気を付けてお過ごしください。</p> <p>はい、皆さん、ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時18分 定例会終了</p>